除権決定

平成２９年（ヘ）第２号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記権利は失権する。

愛知県稲沢市祖父江町島本1534番地
申立人　前田　美春
権利の届出の終期　平成30年１月11日
平成30年１月12日　一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　一宮市祐久字北野黒114番
宅地　307.43平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局一宮支局大正５年11月７日受付第1497号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正３年５月９日設定
目的　建物所有
存続期間　満19年
地代　第410号、第1320号と合併１年金５円
支払期　毎年12月25日
地上権者　中島郡朝日村大字祐久26番戸
坂井桂三郎
２⑴土地　一宮市祐久字北野黒114番１
宅地　165.28平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局一宮支局大正５年11月７日受付第1497号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正３年５月９日設定
目的　建物所有
存続期間　満19年
地代　第410号、第1314号と合併１年金５円
支払期　毎年12月25日
地上権者　中島郡朝日村大字祐久26番戸
坂井桂三郎
３⑴土地　一宮市祐久字北野黒114番２
畑　9.91平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局一宮支局大正５年11月７日受付第1497号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正３年５月９日設定
目的　建物所有
存続期間　満19年
地代　第410号、第1314号と合併１年金５円
支払期　毎年12月25日
地上権者　尾西市祐久26番戸
坂井桂三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２５１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3372番地
債務者　有限会社三扇工業
代表者代表取締役　高塚　泰子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５２号
神奈川県三浦市南下浦町菊名620番地10
債務者　合同会社てんまっこ
代表者代表社員　高塚　泰子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
４　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２１０号
東京都台東区元浅草２丁目３番４号
債務者　吉田株式会社
代表者代表取締役　吉田　仁之
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　健治
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３号
千葉県松戸市新松戸６丁目208番地の７
債務者　有限会社三豊住宅
代表者代表取締役　大串　　繁
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉真　聡志
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時10分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２５６号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目37番４号
債務者　株式会社ソフトフリーダム
代表者代表取締役　光井　　秀
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊　　隼人
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６２号
神奈川県平塚市西真土３丁目３番８号
債務者　株式会社ナカザワコーポレーション
代表者代表取締役　鍵和田　修
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長沢美智子
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３号
神奈川県逗子市久木９丁目２番18号
債務者　株式会社嶋村製作所
代表者代表取締役　小山　　武
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生田　　秀
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２９４９号
横浜市緑区長津田町4251－４
債務者　株式会社ｅｘｃｅｌ
代表者代表取締役　廣瀬　雅人
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
４　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５０号
埼玉県春日部市増戸832番１号
債務者　株式会社ユーロ
代表者代表取締役　広瀬　雅人
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
４　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２号
長野県飯田市桐林1897番地
債務者　髙島建設株式会社
代表者代表取締役　髙島　勝秀
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　正治
４　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後３時
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第１１号
岡山市南区妹尾4068番地４
債務者　有限会社リファインパーツ誠和
代表者代表取締役　石野　　誠
１　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　蘭子
４　破産債権の届出期間　平成30年３月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部